

## 事前公募事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県財務規則（昭和29年2月1日規則第5号。以下「財務規則」という。）第50条の3第2項第2号に規定される「業務等の実施に当たり、専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠であるため、特定の者を契約の相手方とすることを予定している場合」において、当該業務等の実施に当たり必要とする要件を事前に明示し、契約の締結を希望する者（契約の相手方とすることを予定している者を除く。）を公募する方法（以下「事前公募」という。）の事務手続について、法令、規則等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前公募を行うことの決定)

第2条 事前公募は、財務規則第50条の3及び神奈川県財務規則の運用について第50条の3関係の規定が適用される場合に限定されることに留意する。

2 事前公募を行う場合で、財務規則第16条の2に規定する歳出予算執行依頼票を作成する場合には、同規則第15条第3項に規定される事務事業を所管する課長（以下「事業所管課長」という。）は、歳出予算執行依頼票により事前公募の事務手続を依頼する。

その際、歳出予算執行依頼票の「その他特記事項」の欄に、事前公募を行うことを記載し、事前公募案を資料として添付する。

3 財務規則第25条に規定される支出負担行為に係る伺いの決裁権限を有する者（以下「契約担当者」という。）は、事前公募を行うこと及び事前公募の内容を決定する。

なお、歳出予算執行依頼票が作成されている場合には、当該歳出予算執行依頼票をもとに決定する。

4 前項の決裁は、歳出予算執行依頼票により依頼されている場合には、歳出予算執行依頼票の写しの余白に、それ以外の場合には、事前公募の案の余白に、伺い文「依頼のとおり事前公募を行ってよいでしょうか。」を記載し、決裁を受ける。

また、歳出予算執行依頼票により依頼されている場合には、決裁後の起案の写しを事業所管課長に送付する。

(業務実施要件を満たす者がいた場合の取扱いの検討)

第3条 契約担当者は、事前公募を行った結果、契約の相手方とすることを予定している者以外の者から契約締結を希望する申込みがあり、かつ、その者が業務を実施するに当たり必要とする知識や経験、技術等の要件（以下「業務実施要件」という。）を満たしていることを確認した場合（以下「業務実施要件を満たす者がいた場合」という。）、競争入札に移行するか、プロポーザル方式に移行するか、その取扱いを予定しておく必要がある。

2 歳出予算執行依頼票を作成する場合には、事業所管課長が業務実施要件を満たす

者がいた場合の取扱いの案を作成し、その内容を歳出予算執行依頼票に資料として添付する事前公募の案に記載する。

3 競争入札に移行する場合には、原則として一般競争入札とする。

また、総合評価方式によるか単純価格競争方式によるかを決定しておく。

なお、競争入札に移行する場合、競争入札に参加する者は、競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年12月7日規則第106号。以下「入札参加資格規則」という。）に基づき入札参加資格の認定を受けている必要があり、その認定を受けられる期間は限られているので留意する。

4 プロポーザル方式事務要領（平成27年3月31日付け県土経理第345号調達第45号県土整備経理課長、調達課長通知）第1条に規定するプロポーザル方式に移行する場合には、原則として公募型プロポーザル方式とする。

（契約締結前の公表（事前公募の実施））

第4条 事前公募を行う場合には、契約締結を予定する期日の前日から起算して少なくとも30日前までに、次の各号に掲げる事項を県ホームページ等で公表する。ただし、急を要する場合は、その期間を短縮することができる。

(1) 随意契約により契約を締結する予定であること

(2) 発注する業務の内容（契約期間又は履行期限を含む。）及び仕様の概要

(3) 業務を実施するに当たり必要とする知識や経験、技術等の要件（以下「業務実施要件」という。）

(4) 契約締結の予定期日

(5) 契約締結を希望する者がいる場合には申込みをすることができること及びその申込書の提出期日

(6) 契約締結を希望する者からの申込みがあり、その者が第3号に規定する要件等を満たす場合には、競争入札又はプロポーザル方式により契約の相手方を決定すること

(7) 担当所属及び問合せ先

(8) 契約締結を希望する申込みがあった場合に、その申込みをした者が業務実施要件を全て満たしているかどうか確認した結果を通知する予定期日

(9) 業務実施要件を満たす者がいた場合で、競争入札に移行する場合、入札参加資格規則に基づき入札参加資格の認定を受ける必要があること

(10) その他必要な事項

2 前項で規定する県ホームページでの公表は、様式1を参考にして、「かながわ電子入札共同システム」のサブシステム「入札情報サービスシステム」の「入札公告」により登録し行う。

3 第1項で規定する事前公募する時期については、業務実施要件を満たす者がいた場合に、競争入札に移行するか、プロポーザル方式に移行するかにより取扱いが異なることとなる。

それぞれの場合において目安とする時期を、次のとおりとする。

なお、急を要する場合には、それぞれその期間を短くすることができる。

- (1) 競争入札（総合評価方式によるもの及び特定調達契約に係るものを除く。）に移行する場合 契約締結を予定する期日から30日前まで
  - (2) 競争入札（総合評価方式によるもの又は特定調達契約に係るものに限る。）に移行する場合 55日前まで
  - (3) プロポーザル方式に移行する場合 40日前まで
- 4 事前公募する期間（県のホームページで公表する期間）は、競争入札における状況を踏まえ原則として5日（神奈川県の日を定める条例（平成元年3月28日条例第12号）第1条第1項に規定する休日の日数を除く。以下同じ。）以上とする。
- なお、合理的な理由がある場合は3日以上とすることができる。
- 5 業務実施要件の内容等を説明するためには、専門的知識を有する必要がある場合が多いと思われることから、事前公募における問合せ先は、事業所管課とする。

（業務実施要件の設定）

第5条 業務実施要件は、随意契約とする理由に大きく関わることであり、できるだけ詳細に記載し、誤解のないよう、あいまいな表現は避ける必要がある。

契約締結を希望する申込みがあった場合、その申込みをした者が業務実施要件を満たしていることを確認できなければ、当初の予定どおり随意契約によることとなることから、後々のトラブルを回避する観点からも、できるだけ詳細かつ明確に記載することが望ましい。

- 2 過去に特定の契約実績を有するなど、特定の者以外の者が事実上満たすことのできない業務実施要件を恣意的に設定することは、適切ではないので留意する。
- 3 業務実施要件を満たす者がいた場合に競争入札に移行することを予定する場合には、入札参加資格規則第3条の規定の内容を踏まえ、業務実施要件を定める。

（契約締結を希望する者からの申込み）

第6条 契約締結を希望する者がいる場合には、業務実施要件等を満たしていることがわかる書類を添付した申込書の提出を求める。

- 2 申込書（添付する業務実施要件等を満たしていることがわかる書類を含む。）を審査し、その内容が適当と認められる場合には、契約担当者は、当該申込書を受理しなければならない。
- 3 申込書の提出期日は、その後の競争入札等を行う場合の実施手続等を勘案し定める。
- 4 申込書を受理しない場合には、その理由を明記し通知する。

（契約締結を希望する申込みがあった場合の取扱い）

第7条 契約締結を希望する申込みは、原則として事業所管課に提出することとし、事業所管課が業務実施要件を満たしているかどうかを確認する。

- 2 契約締結を希望する申込みがあった場合には、申込書の記載事項に軽易な不備が

ないこと、及び必要な書類が添付されていることを速やかに確認し、必要な場合には、期限を定めて当該申込書の補正や必要な書類の添付を求める。

申込書の提出期日まで、そうした確認等を行わず、申込書の記載事項に軽易な不備があることや、必要な書類が一部添付されていないことをもって、その者が業務実施要件を満たしていることを確認できなかったものとして取り扱わないよう留意する。

- 3 前項の申込書の補正及び必要な書類の添付を求める通知は、口頭による場合、書類による場合、いずれの場合も、その記録を残すよう努める。
- 4 業務実施要件を満たしているかどうかの確認の結果については、様式2を参考にして申込書の提出期日から原則として4日以内に通知する。
- 5 業務実施要件を満たしていることを確認した場合には、前項の通知において、次に予定する手続を記載し、その手続に参加しやすいよう配慮する。
- 6 業務実施要件を満たしていることを確認できなかった場合には、第4項の通知において、どの業務実施要件について、どのような理由から確認できなかったかを記載する。

なお、申込書の補正、または必要な書類の添付を求めたにも関わらず、その求めに応じず業務実施要件を満たしていることを確認できなかった場合には、その経緯等を記載する。

- 7 入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続きについて（県土整備経理課長、指導課長定め。平成21年4月1日施行 平成28年7月1日一部改正）の対象となる場合には、業務実施要件を満たしていることを確認できなかったことの通知に苦情があるとき、当該通知を行った日の翌日から5日（休日を含まない。）以内に書面により苦情の申立てができることを通知に記載する。

（契約締結を希望する申込みがなかった場合等の手続）

第8条 契約締結を希望する申込みがなかった場合、または契約締結を希望する申込みをした者が業務実施要件を満たしていることを確認できなかった場合、契約担当者は随意契約により契約を締結することとし、予算執行の事務を進める。

- 2 歳出予算執行依頼票を作成している場合で、事業所管課に契約締結を希望する申込書を提出することとした場合には、事業所管課長は、契約締結を希望する申込みがなかったこと、または契約締結を希望する申込みをした者が業務実施要件を満たしていることを確認できなかったことを、様式3を参考に財務規則第2条に規定される経理担当課長へ通知する。

（業務実施要件を満たす者がいた場合の手続）

第9条 契約締結を希望する者からの申込書を受理した場合には、財務規則第50条の3第2項第3号の規定により競争入札又はプロポーザル方式により契約の相手方を決定しなければならない。

- 2 歳出予算執行依頼票を作成している場合で、業務実施要件を満たす者がいた場合

には、事業所管課長は、改めて歳出予算執行依頼票を作成し予算執行を依頼する。

その際、歳出予算執行依頼票の「その他特記事項」の欄に、事前公募をした結果の概要及び前の歳出予算執行依頼票を修正する旨を記載する。

- 3 契約担当者は、事前公募をした結果の状況等も踏まえ、改めて競争入札を行うか、プロポーザル方式を行うか取扱いを決定する。

なお、歳出予算執行依頼票により依頼されている場合には、提出された歳出予算執行依頼票をもとに決定する。

(事前公募の結果の公表)

第10条 事前公募を行った後の競争入札、プロポーザル方式又は随意契約による契約の相手方の決定後、別途、入札等に関する情報提供（平成20年3月28日付け会総第24号神奈川県物品調達等改善推進会議幹事長（会計局総務課長）通知）及び公共工事に係る入札及び契約の過程等に関する情報の公表について（平成21年3月31日付け県土経第574号公共工事入札・契約制度改善推進会議議長（県土整備部長）通知）に基づき入札等の結果を公表する必要があるので留意する。なお、その際に事前公募を行った旨を追加して記載する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月15日から施行する。
- 2 平成28年度予算執行に係る事前公募については、なお従前の例による。